

国税だより

●令和6年分確定申告の期限内納付と振替期日

令和6年分確定申告の納付期限は以下のとおりですので、期限内の納付をお願いします。
また、「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」や簡単な操作でスマホから納税できる「スマホアプリ納付」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

【令和6年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日】

	納付期限	振替納税の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>) 又は 国税庁 検索 をご覧ください。
ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

【国税相談専用ダイヤル】0570-00-5901 ※ナビダイヤル

●スマホとマイナンバーカードでe-Tax！

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンとマイナンバーカードがあればいつでもどこでもe-Taxによる申告ができます（ICカードリーダーは不要です。）。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税等の申告書等の作成・e-Taxによる送信（提出）ができますので、ぜひご利用ください。

なお、マイナンバーカードのパスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



「確定申告書等作成コーナー」
はこちら



公的個人認証サービスの
ポータルサイトはこちら



がぼたん



国・地方共通相談チャット
ポータル

●確定申告はマイナポータル連携で自動入力！

所得税の確定申告は、マイナンバーカードを利用して、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書へ自動入力できます（マイナポータル連携）。

各種証明書等の集計や1件ずつ入力する手間がなくなり、一度ご利用いただくと、そのメリットを実感できます。

ぜひ、所得税の確定申告は、マイナポータル連携した上で、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによりご提出ください。

なお、マイナポータル連携を利用するための事前準備には、時間がかかる場合がありますので、お早目の準備をお願いします。



「確定申告書等作成コーナー」
はこちら



マイナポータル連携の
詳細はこちら